

議案第29号

田川市児童センター条例の廃止について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月14日

田川市長 二場 公人

理 由

本案は、田川市児童センターを廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市児童センター条例を廃止する条例

田川市児童センター条例（昭和61年条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。